

令和6年6月総会議事録

1. 招集通知日 令和6年5月27日
2. 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分から午後2時45分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員13名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 2番 網野 和夫、4番 古家 勝夫
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、6番 守屋 光泰、
7番 小俣 幸市、9番 山崎 範夫、11番 高橋 範朗、
12番 小俣 億学、13番 石井 太郎、14番 富澤 太郎

(推進委員14名)
細川 正一、上條 政教、小田 廣幸、大庭 正廣
中村 誠、大神田 眞、不動田 典、平本 美好、
原田 芳仁、小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、
高橋 純一、白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員1名)
10番 奈良 壽弘
6. 議事日程 第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当リーダー 瀧森 哲也
農業委員会担当 白井 藍

8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和6年6月農業委員会総会を始めます。次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を網野和夫副会長よりお願いいたします。

網野副会長 ただ今より6月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。

全員 ～互礼～ よろしく申し上げます。

事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長 ～挨拶～

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

～議長選出～

議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日は案件が多くなっているため皆さんのお手元にお茶を用意しました。飲みながら、審議の方をよろしくお願いいたします。本日の議事録署名委員は、6番守屋委員と、9番山崎委員にお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が6件、農地法第4条の規定による許可申請が3件、農地法第5条の規定による許可申請が3件、非農地通知の発出が3件となっております。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～議案説明～

議長 ありがとうございます。農地法第3条の規定による許可申請です。1件目は上野原地区になります。農業委員の■■■さんが関係者です

が本日は欠席ですのでこのまま審議に入ります。担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

地区担当の上原です。6月17日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは申請者代理の[REDACTED]さん、農業委員会からは高橋会長、小俣委員、事務局からは瀧森リーダーと臼井主事です。

場所は

[REDACTED]mほど入ったところになります。

申請地は譲受人が現に耕作する隣接地であり、自宅も近接地にあります。農機具類も確保され、また自家消費として根菜類を栽培していくにも無理のない面積であることから特に問題のないものと思います。以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただ今の報告内容につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案につきまして可決することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

ありがとうございます。全員賛成ですのでこの議案については可決されました。

続いて、農地法第3条の規定による許可申請、2件目は秋山地区になります。それでは担当の小俣さん報告をお願いします。

説明委員

小俣です。6月18日に現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会人は代理人の[REDACTED]さん、農業委員の小俣さん、高橋会長、事務局から瀧森リーダーと臼井さんです。

場所は

[REDACTED]左側が申請地になります。譲渡人は横浜に住んでいるため農業をおこなうのは困難であり、譲受人は農地に隣接する場所に住んでいます。

耕作に必要な農機具も揃っておりますので何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今の報告内容につきまして、何かご

質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案につきまして可決することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

ありがとうございます。全員一致で可決されました。

続いて、農地法第3条の規程による許可申請3件目は桐原地区になります。担当の高橋さん報告をお願いします。

説明委員

桐原担当の高橋です。6月14日（金）に現地調査を行いましたので結果を報告します。立会いは申請人の■■■■さん、農業委員会より高橋会長、石井農業委員、推進委員高橋。事務局より瀧森リーダーと臼井さんで行いました。

申請地は■■■■

地区です。■■■■

■■■■です。案内図が7ページと裏にあります8ページ、写真は9～11ページにありますので見ながら報告します。譲渡人の■■■■さんは7年前に上野原地区に宅地をもとめて移転の準備を進めておりました。

このほど4月に住宅が完成し、家族で移転をすることになりました。移転に伴い市の空き家バンクを活用し、所有している宅地、居宅、農地、山林のすべて売却することになりました。譲受人、■■■■さんとの話がまとまり、今回の申請になりました。

譲受人の■■■■さんは昭和■■■■年生まれの■■■■歳です。■■■■

でゲストハウスや陶芸、飲食店等を営んでいます。

申請地は県道沿いの4筆、案内図は7ページになります。■■■■

■■■■は■■■■さんが現在も耕作しています、引き続きジャガイモ等の栽培を行っていききたいとのことです。案内図の8ページ、■■■■は市道によって小さい面積に分断されていて竹が生えているので竹の管理をして孟宗竹ですのでタケノコ等の栽培をしていききたいとのことです。

■■■■は自宅の横になりますけど、現況耕作できる状態で自家用野菜を耕作する予定です。

その横、■■■■は今現在もゆず

などの果樹が植わっていきまして引き続き管理をしていきます。

その上のほうになります7ページの図になりますけど、
はワラビが自生していきまして、
さんもワラビ畑として使用していきまして。

耕作に必要な農機具である、草刈り機、耕運機等は
さんから譲り受け、今後農作業を行い自給率の向上を図る予定です。

さんはすでに譲渡人、
さんの居宅に住所を移しており、
さんに教わりながら農作業を行っています。また居宅は従業員、家族等の保養所としても活用し、農作業も一緒に行うようになるそうです。特段問題がないと思いますが審議のほどお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
石井委員、なにか補足はありますか。

石井委員 特にありません。

議長 ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございせんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第3条の規程による許可申請4件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 資料は12ページと13ページです。13ページの所在地が違っているので訂正をお願いします。
それでは報告させていただきます。地区担当白鳥です6月14日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。
立会いは申請人の
さん 農業委員会から富澤委員、高橋会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。
場所は西原地区
です。譲渡人の
さんは夫から相続したものの、自分一人で農地を耕作することが難しいため、農地を少しずつ分けて3人に譲り渡す計画になっております。1つ目が今回

の申請です。

右側にある [] の [] 筆が申請地です。

譲受人は申請地の道挟んで反対側に住んでおり、自給用の野菜、根菜等を中心に作る計画です。自作地を拡張して、農業を充実したい申請です。

耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第3条の規程による許可申請5件目は西原地区になります。引き続き担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 西原地区担当の白鳥です。6月14日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請人の [] さん 農業委員会から富澤委員、高橋会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。

前の案件と同じく譲渡人は [] さんで、譲受人の [] さんは申請地の向かいの家に住んでいます。

案内図14ページを見ていただければと思います。場所は [] です。 []

[] の [] 筆が申請地です。

申請地にある大きな柿の木を引き続き管理をしつつ、ふき等の山菜を栽培する予定です。

耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

審議

議長

説明委員

予定です。

譲受人の[]さんは横浜市に住んでいましたが実家のある西原に帰ってきてこれから、農業に力を入れて取り組もう、というところでは。

耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。かなりの面積ですが、富澤委員などにか補足はありますか。譲受人の[]さんの状況など知っていたら教えていただけますか。

富澤委員

写真みてもどこがどうなっているかわかりにくい部分があると思います。現地を見てみると手入れができていない農地ばかりで山林化しているところも正直あります。非農地通知にしてもいいのではという議論もあったんですけど、道際であったりして非農地通知を出せない箇所でした。杉、檜が生えている部分もありますが所有者の[]さんも伐採を依頼して徐々に暗闇になっているところの改善を進めているところで今回は果樹を植えたり、山菜を採ったりという計画で、継続的に管理される方向に進んでいるのであればいいことだと思っています。

譲受人の[]さんはここ数年農地を増やしています。軽トラでいつも動き回っていて、周りからもすごくよく動く人と話を聞きますし、自分も夕方で遅い時間に見かけたらまだ熱心に畑のことや家のまわりのことやしていました。

当面は[]さんよりはしっかりと農地の維持管理等にあたっていたらと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。[]さん一人で女性ですので管理は難しいということで3名の方に渡すことによってまた復活できる農地もあるのではないのでしょうか。

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

審議

全員挙手

議長

全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

次に、農地法第4条の規定による許可申請です。1件目は上野原地区になります。担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

案内は25ページにございます。地区担当の上原です。6月17日に現地調査を行いました

立会いは申請代理人の[REDACTED]、農業委員会から高橋会長、小俣委員。事務局から瀧森リーダーと臼井主事です。

場所は[REDACTED]東側に隣接したところになります。

申請地を私道として利用したい旨の申請ですが、昭和46年に農地法第5条の許可を受け、前所有者から買い受け4分の1ずつの共有として所有権登記を行いました。地目変更登記が未了であったものです。当時の許可書を紛失していることから今回の申請に至りました。

以上の旨を記した始末書が提出され、現状も私道として利用していることから特に問題のないものと思います。以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員

地図の奥の方についてはこれについては道になっているのでしょうか。すでに位置指定道路になっているということですか。

事務局

奥に住んでいる方の共有名義の道になっています。

議長

ほかにご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第4条の規定による許可申請です。2件目も上野原地区になります。引き続き担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員

地区担当の上原です。案内図は27ページです。6月17日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは申請人の代理

である [] さん、農業委員会からは高橋会長、小俣委員、事務局の瀧森リーダー、臼井主事です。

場所は []
[] になります。申請地に宅地を拡張したい旨の申請ですが一部はすでに物置が建てられており、始末書が提出されています。申請地は都市計画用途地域内にあり、隣接地権者の同意もあり問題はないものと思います。以上報告します。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第4条の規定による許可申請です。3件目も上野原地区になります。担当の山下さんが欠席のため、上原さん代読をお願いします。

説明委員 調査報告を代読します。6月20日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。
立会いは申請人の代理人、[]、農業委員から小俣委員、高橋会長。事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。

申請地は []
[] mほどの距離にあります。地目は田ですが50年以上前から住宅を建設し、宅地として利用しています。

申請者は現在 [] 歳で現在は施設に入所しておりますが、意思ははっきりしています。物件は都内に住む2人の息子が定期的に訪れて管理をしているそうです。

宅地の基準である500㎡を超えていますが、庭スペースにある段差のロスや残った4㎡について考えると特に問題ないと思います。既に宅地として利用しているため始末書がついております。また、申請人は今後このような事が無いよう反省しておりました。問題無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。今説明がありました、住宅を建てる場合は500㎡という基準があります。そのことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 一般住宅の場合は500㎡までの転用が認められています。しかし今回のように申請地が504㎡の場合4㎡だけ残ってもどうしようもないので、そういう場合は敷地内の段差などの使用できない面積も考慮しつつ端数は多少だったら認めます、という判断をしています。また、農家の家のように住宅と農機具を入れるための倉庫があるような場合は500㎡では足りないため、1000㎡まで認められています。このような基準になっていますので目安としてご承知おきください。

議長 ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。長時間になっていますので皆さんお茶でも飲みながらやってください。次に、農地法第5条の規程による許可申請です。1件目は上野原地区になります。担当の上原さん報告をお願いします。

説明委員 31ページの①、案内図は32ページになります。担当の上原です。4条の2件目の隣接地になります。6月17日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。立会いは申請人の代理である[REDACTED]さん、農業委員会からは高橋会長、小俣委員、事務局の瀧森リーダー、臼井主事です。場所は先ほどもお伝えしたとおり、[REDACTED]になります。譲受人は母から申請地を譲り受け、住宅を建設する計画になっております。申請地は都市計画用途地域にあり、すでに周辺には住宅建ち並び、隣接地権者の同意もあるため特に問題ないと思います。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第5条の規定による許可申請です。2件目は新田地区になります。担当の平本さん、報告をお願いします。

説明委員 地区担当の平本です。6月18日現地調査に行ってきたので報告します。立会いは申請人の代理人の[REDACTED]、農業委員会から高橋会長、佐藤委員及び市の担当者で行いました。
案内図は36ページ。申請地は島田上新田地区のDCM上野原店より[REDACTED]ほどいった[REDACTED]が申請地となります。申請人の[REDACTED]は[REDACTED]㎡と南側の隣接宅地を合わせた敷地に建物を建設する予定で、すでに買い受け希望があります。また、[REDACTED]㎡については転用後の上記敷地の道路用地として利用する予定でいます。
申請地周辺は住宅が立ち並んでおり、問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 都市計画区域だと思うのですが、接道していて接道義務は果たしているでしょうか。

事務局 お答えします。36ページの案内図を見ると道と申請地の間に住宅が建っていますが現在は取り壊されています。そしてその宅地も譲受人である[REDACTED]の所有になっているため問題ないと思われます。

説明委員 [REDACTED]と南側の部分を合体して一軒の家を建てる、という計画だそうです。

質問委員 あとで分割してやってしまう可能性があるなのでその辺慎重にやっ

ていただきたいなと思います。今後も接道義務を果たしているかどうかはきちんと確認しながら審査をする必要があるのではないかと思います。

議長 建築確認の際にも接道については確認することになります。
ほかにただいまの報告内容につきましてご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、農地法第5条の規程による許可申請です。3件目は新田地区になります。引き続き担当の平本さん報告をお願いします。

説明委員 資料は36ページです。6月18日に現地調査を行いました。立会人等はさきほどと同じです。
先ほどご説明した[REDACTED]
ほどいった北側の奥の用地、[REDACTED]の[REDACTED]㎡を駐車場として利用したいという申請です。先に説明した2筆の建物敷地の北側用地になります。
申請地は上野原駅より[REDACTED]ほどの場所にあるため、周辺には通勤者等のための駐車場が数多くあり、申請農地には転用の貸し駐車場として十分な需要が見込まれます。近所の事業者から借りたいとの希望があるそうです。先ほどの申請地の道になる部分、[REDACTED]を
通って駐車場に向かう形になります。
隣接地権者より同意書が添付されており、問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、非農地通知の発出、1件目は桐原地区になります。担当の高橋さん報告をお願いします。

説明委員 梶原担当の高橋です。6月14日（金）に現地調査を行いました結果を報告いたします。立会いは申請人の[]さん、農業委員会より高橋会長、石井農業委員、推進委員高橋、事務局より瀧森リーダーと臼井さんで行いました。

申請地は[]
[]方面に約2キロ行った[]地区です。申請地[]筆[]m²はすべて植林され成木化しております。資料38ページで案内図が40ページです。

申請者の先代が植林されたようです。■筆とも周囲が山林に囲まれており、申請地まで道がないような状況です。すべて農振地域ではないため非農地通知を出すことに問題ないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

続いて、非農地通知の発出、2件目は西原地区になります。担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 地区担当白鳥です。資料は 42 ページ、43 ページをご覧ください。
6 月 14 日に現地調査に行ってきましたので調査結果を報告します。
立会いは申請人の代理人の [] さん、農業委員会から
富澤委員、高橋会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの 6 人で
行ないました。場所は西原地区 [] です。 []
[] 右側に申請地、 []
[] があります。

どの申請地も植林されている木が成木化しており、申請者さんの亡き親の代に植林されたようです。周囲を山林に囲まれてお

り、申請地までの道は失われております。

今回の5筆はすべて農振農用地ではないため、非農地通知を出すことに問題はないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。

最後に、非農地通知の発出、3件目は西原地区になります。引き続き担当の白鳥さん報告をお願いします。

説明委員 地区担当白鳥です。6月14日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。

立会いは申請人の[]さん、農業委員会から冨澤委員、高橋会長、事務局から瀧森リーダー、臼井さんの6人で行ないました。場所は[]です。大きく分けて4ヶ所に申請地があります。まず、44ページを見てください。1ヶ所目は[]の[]筆で、[]に位置します。県道の北側の高台から確認しました。写真は48ページ。

2ヶ所目は地図45ページです。[]の北東に位置します。[]の[]筆です。申請地の近くの[]さん宅から現場を確認しました。写真は48ページ。

3ヶ所目は46ページに案内図があります。[]ほど上がった場所から左下の斜面です。[]の[]筆です。写真の奥が申請地です。行くまでの道はなく、成木の針葉樹が確認できます。

4ヶ所目地図は47ページ。1ヶ所目に説明した場所の更に[]の場所です、[]の[]筆です。申請地よりも南側の高台から確認しました。どの申請地も植林されている木が成木化しており、申請者[]さんの亡き夫の親の代に植林されたようです。周囲を山林に囲ま

れており、申請地までの道は失われております。

今回の筆はすべて農振農用地ではないため、非農地通知を出すことに問題はないと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 49 ページの写真の部分なのですが、手前の方に集落の写真があり家や道が見えますが今回の申請地はその奥、という認識でよろしいですか？

事務局 そうです。

議長 47 ページの地図を見ていただくと手前に住宅等がありその奥に申請地というのが分かると思います。
ただいまの報告内容につきましてほかに何かご質問、ご意見等ございませんか。

質問委員 山崎です。申請内容とはズレますが今後のために、聞かせてもらいたいのですが。農業委員会の会議規則で 11 条採決とあるのですが、採決は挙手または起立による、と書いてあります。従来から挙手でやってきていると思います。その中で、今回もそうですけど会長は「全員賛成ですのでこの起案は可決されました」とこういう表現をしています。例えば一人反対の人がいる場合は可決されるのですか。

議長 可決になります。

質問委員 そうであれば、「全員賛成ですので可決」はおかしい。
要は「賛成多数」というのであれば分かるんです。使い分けているのでしょうか。

議長 そうです。数えて、反対の人はいないということで全員賛成と言っています。

質問委員 11 条では細かい規定がないんですね。その辺の明確な規定はあるのか、従来からこのような形なのか、高橋会長になってからこのような方法をしているのかわからないので教えてほしい。

- 議長 まず、採決方法は従来からです。挙手によってます。
- 質問委員 全員賛成でした、と言ってしまうと一人でも挙手しなかった場合に
 どういう表現を使うのかなということで聞いているんですよ。
- 議長 出席人数をはじめに報告してその人数でやっている。
- 質問委員 それは分かっています。11条には起立、挙手の規定のみで細かい規定
 がないんですよ。その中で長年やってきている中で賛成多数、と
 は言わずに全員賛成でずっとやってきたのかということを聞きたい
 んですよ。
- 議長 私が知っている限りはずっとその形でやってきました。
- 質問委員 過半数でも可決されるのですか。出席人数の過半数の賛成だった場
 合例えば13人の場合7ならば可決なのか。
- 議長 その規定がすぐには出てこないので調べてご回答します。今回につ
 いては全員賛成で行いますが、次回については調べた上で報告しま
 す。
 ほかに何か意見、ご質問ございませんか。
 無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業
 委員は挙手をお願いします。
- 審議 全員挙手
- 議長 全員、賛成ですので、この議案については、可決されました。
 以上で審議案件を終わります。
- 今回の西原地区が非常に件数が筆数が多かったです。地区の農業委
 員、推進委員の2人には大変ご足労かけて冨澤委員がいなかったら
 場所が特定できなかった場所もあったと思います。地主さんもどこ
 だかわからいあいような土地もあったのでありがたいございました。
 桐原地区もかなりありまして、地区の高橋推進委員はじめあり
 がとうございました。
- 議題については以上で終わりになります。続きまして、次回総会日
 程について事務局よりお願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和6年7月25日(木)

議長 他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局 それでは、以上をもちまして6月の総会を終わらせていただきます。
閉会の挨拶を古家勝夫副会長よりお願いします。

古家副会長 皆さんお疲れ様でした。それではご起立ください。
以上で総会を終わります。

全員 ～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和6年月6月27日

会議書記 臼井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印

